

長久手市総合教育会議設置要綱（案）

（目的）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、長久手市長（以下「市長」という。）と長久手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、円滑に意思疎通を図り、長久手市の教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくため、長久手市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

（組織）

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（招集）

第3条 会議は、市長が招集し会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると判断するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

（所掌事務）

第4条 会議は次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 長久手市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定及び変更に関する協議
- (2) 長久手市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

（意見聴取）

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意

見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があるとみとめるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第 7 条 市長は、会議の終了後遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、非公開とした部分は公表しない。

(調整結果の尊重)

第 8 条 会議において事務の調整が行われた事項については、その調整の結果を互いに尊重しなければならない。

(事務局)

第 9 条 会議の事務局を長久手市市長公室政策秘書課に置く。

(補足)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は会議で定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。